

商店街の空き店舗等を活用して、 子育てほっとステーションをやってみませんか！

～兵庫県が設置にかかる経費を補助します～

兵庫県では、商店街の空き店舗等を活用して、親子がくつろげるたまり場として「子育てほっとステーション」を設置しようとする団体に対して、整備費・運営費の補助を行います。

募集期間：平成 24 年 5 月 1 日（火）～6 月 15 日（金）

対象者等

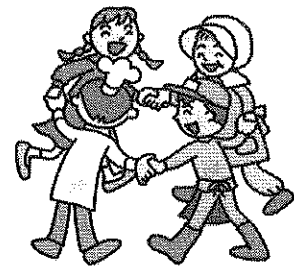
<対象者>

県内の商店街・小売市場団体、
特定非営利活動法人等（任意団体を含む）

※平成 21～23 年度の当該事業の助成団体は対象外となります。

<設置場所>

商店街・小売市場の空き店舗、
ショッピングセンターの空きスペース



事業期間：交付決定日から平成 25 年 3 月 31 日までに整備・実施され、完了する事業

補助金額等

1 団体あたり 150 万円限度

補助団体数：6 団体程度

対象となる経費

- ① 「子育てほっとステーション」としてキッズルーム、プレイングルーム、授乳スペースや給湯設備、おむつ交換スペース等を設置するために必要な経費
 - 内装・設備・施工工事費
 - 備品費（安全マット、安全柵、おもちゃ、絵本 等）
 - 借料（店舗等賃借料、機器リース料 等）
- ② 子育てほっとステーションで行う事業に必要な経費
 - イベント開催費（出演者謝金・旅費、印刷費等）
 - 郵送料、保険料 等

※人件費、光熱水費、飲食費等は対象外とします。すでに発生している経費の費用充当はできません。



<問い合わせ先>

兵庫県健康福祉部こども局少子対策課子育て支援係

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

TEL:078-362-4185 FAX:078-362-3011

提出書類

- 子育てほっとステーション設置事業補助金申込書
 - 事業計画書
 - 収支予算書（内装・設備・施工工事費については、見積書を添付してください）
 - 団体概要書・定款または会則の写し・役員名簿（任意様式）
 - 子育てほっとステーション設置商店街等の付近図及び設置場所の平面図
 - 子育てほっとステーション運営計画について
 - 賃貸契約書・使用承諾書、登記簿謄本の写し等、施設の使用権を示すもの
- ※応募に必要な書類は、県ホームページからダウンロードできます。

提出方法

下記の提出先に持参してください。（遠方等で持参できない場合は、事前に電話にてご相談ください。）なお、提出書類は返却しません。

〈提出先〉

兵庫県健康福祉部こども局少子対策課子育て支援係
神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県庁1号館5階
電話 078-362-4185

* 受付時間は、平日の10:00~17:00
（ただし、12:00~13:00を除く）

決定の連絡

- 県において、開設時間・場所、事業内容の具体性・確実性、事業の継続性などの観点から事業内容を審査のうえ、補助団体を決定します。
- 補助団体には、改めて補助金交付申請書を指定の期日までに提出していただきます。
- 子育てほっとステーション設置後は、県のホームページ等で紹介します。

